

2020年代に向けた固定通信分野の競争政策の在り方

産業

ICT基盤の更なる普及・発展を通じた産業の競争力強化

- **経済活性化**: 様々な産業におけるICTの導入・活用による新産業・サービスや付加価値の創出・生産性向上
- **社会的課題の解決**: 医療の高度化やスマートコミュニティによる省エネ化等による社会的課題の解決
- **便利な社会の実現**: センサーやビッグデータを活用した渋滞緩和や周辺情報の提供等、交通システムの高度化 等

消費者

ICT基盤の更なる普及・発展を通じた利用機会の確保、安心・安全の確保

- **地域の活性化**: ICT基盤の整備による地域への企業誘致、ICT活用による生活支援
- **安心・安全の実現**: 利用者がより安心して利用できるICT基盤の実現
- **オリンピック・パラリンピック東京大会への対応**: 公衆無線LANの利用環境整備等、訪日外国人が利用しやすいICT環境 等

新事業・新サービス

(6)利用機会が確保されるべきICT基盤の在り方

クラウド、ビッグデータ
セキュアネットワーク 等

M2M、センサー
IoT (Internet of Things) 等

光ファイバ
4K・8K等

スマートフォン、無線LAN
ウェアラブル端末 等

ICT基盤

固定通信

競争事業者

設備事業者

サービス事業者

設備

NTT東西

- 設備シェア: 85%
- サービスシェア: 54% (固定系ブロードバンド)

(3)超高速ブロードバンド基盤の高度化・低廉化・強靱化

- 移動/固定の相互補完
- サービス連携の進展

(4)市場の環境変化を踏まえたNTTグループへの規律の在り方

● 利用率の伸び悩み (整備率: 97%、利用率: 51%・超高速固定系ブロードバンド)

● 苦情相談の増加・高止まり

(7)安心してICTを利用できる環境の整備

移动通信

MNO

NTTドコモ

KDDI

ソフトバンク

- グループ化・寡占化の進展
- グループ内連携の進展

(1)グループ化・寡占化に対応した競争政策の在り方

MVNO

- シェア: 4%

(2)MVNOの更なる参入促進を通じた多彩なサービスの提供

- 無線ネットワークの貸出

(8)訪日外国人にとっても利用しやすいICT基盤の実現

(5)利用者ニーズに適した多様なサービス、多様な料金体系の実現

- 過剰なキャッシュバック
- 料金の利用者ニーズとの乖離

現状と2020年代に向けた課題

- 4K8K等のコンテンツの大容量化、モバイル・トラフィックのオフロード、基地局回線の需要増大等により、**固定通信と移動通信は相互補完**を果たすため、設備・サービスの両面での固定通信の重要性がますます高まっている。
- このような中、超高速ブロードバンド基盤(固定系)の整備率は97.5%(平成25年3月末)である一方、その利用率は50.7%(平成25年12月末)に留まっており、光ファイバ等の**超高速ブロードバンドの普及促進や設備利用率の向上が課題**となっている。
- こうした状況を踏まえ、2020年代に向けて、設備・サービスの両面での**公正競争の一層の徹底**や、**イノベーションの促進**を通じた、超高速ブロードバンド基盤の高度化・低廉化・強靱化や、超高速ブロードバンド基盤における多彩なサービスの実現のための電気通信事業の在り方について検討することが必要となる。

(1) 光ファイバ基盤(アクセス回線)に係る競争政策の在り方

- ・ 設備競争とサービス競争双方の促進の観点から、我が国の基幹的なアクセス回線である**NTT東西の光ファイバの接続ルールの在り方**(分岐単位接続料の設定の是非等)や、**卸取引の在り方**についてどう考えるべきか。

(2) NGN(コア網)の更なるオープン化の在り方

- ・ 超高速ブロードバンド基盤を利用した多彩なサービスの実現のため、我が国の基幹的なコア網である**NTT東西のNGN(Next Generation Network)の更なるオープン化**についてどう考えるべきか。

1 固定通信市場における競争の現状等

(1) 固定通信市場の現状

(2) 固定通信市場に関する制度の概要

(3) 「分岐単位接続料」の導入を巡る経緯等

(4) NTT東西による「サービス卸」の提供計画

2 個別論点について

(1) 光ファイバ基盤に係る競争政策の在り方

(2) NGNの更なるオープン化の在り方

1 固定通信市場における競争の現状等

(1) 固定通信市場の現状

(2) 固定通信市場に関する制度の概要

(3) 「分岐単位接続料」の導入を巡る経緯等

(4) NTT東西による「サービス卸」の提供計画

2 個別論点について

(1) 光ファイバ基盤に係る競争政策の在り方

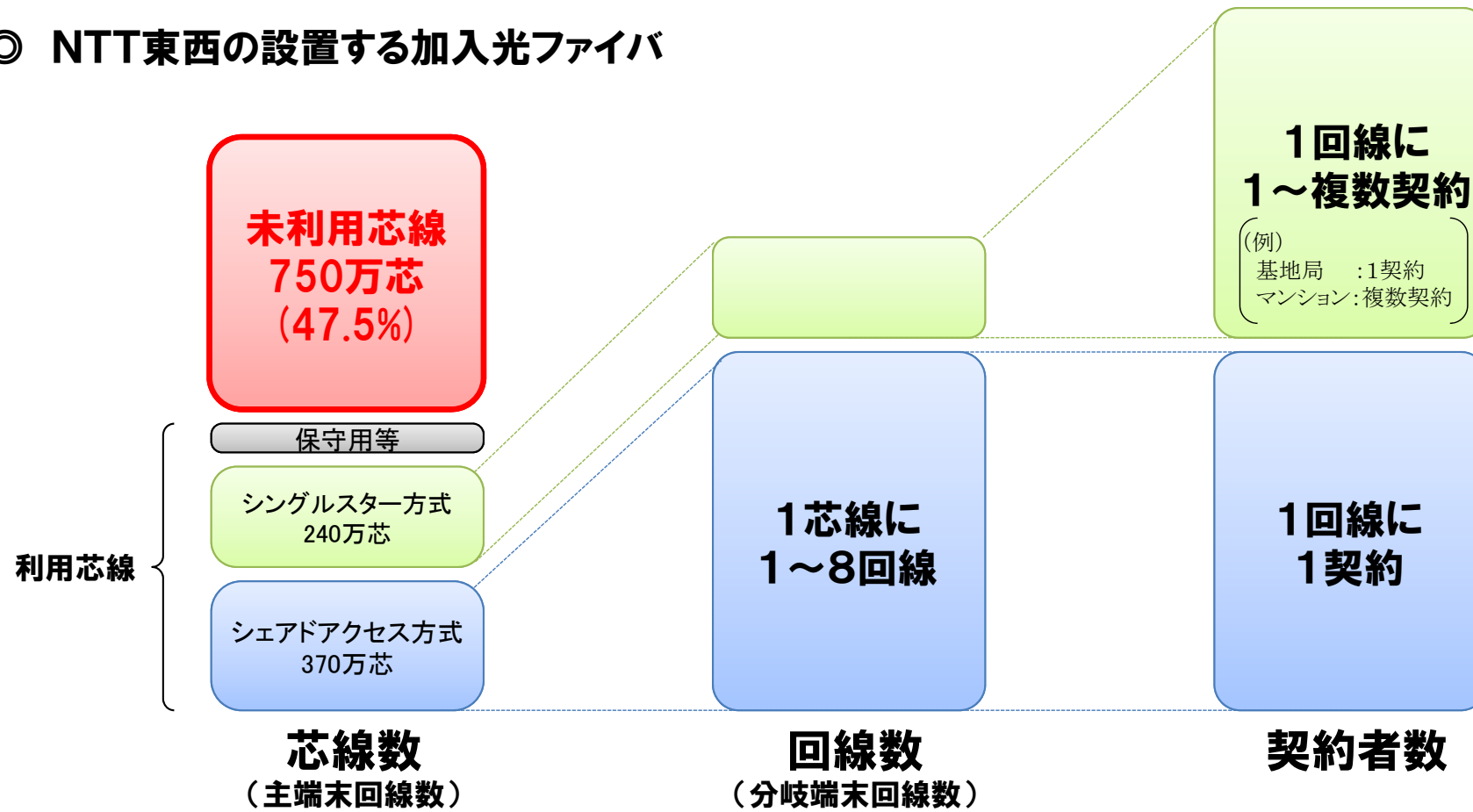
(2) NGNの更なるオープン化の在り方

- NTT東西の加入光ファイバの一部は、携帯基地局回線や戸建向けFTTHサービスといった目的で、他事業者にも利用されている。(電気通信事業法上、他事業者がNTT東西と同等の条件で利用できるよう「接続ルール」が整備されている。)
- そのうち2割程度を占めるシングルスター方式の加入光ファイバは約30%が他事業者に利用されているが、8割程度を占めるシェアドアクセス方式の加入光ファイバは約10%程度しか他事業者に利用されていない。



(注) 上図では、利用状況を概観する観点から、回線数については分岐端末回線数を、割合については主端末回線数をベースに総務省にて計算した数値を記載している(平成25年3月末)。

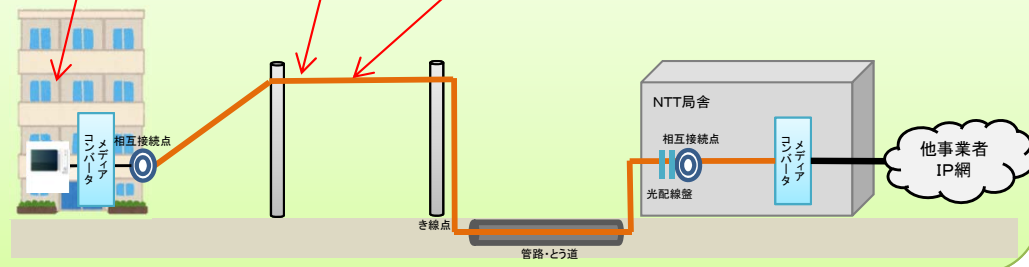
◎ NTT東西の設置する加入光ファイバ



(例)

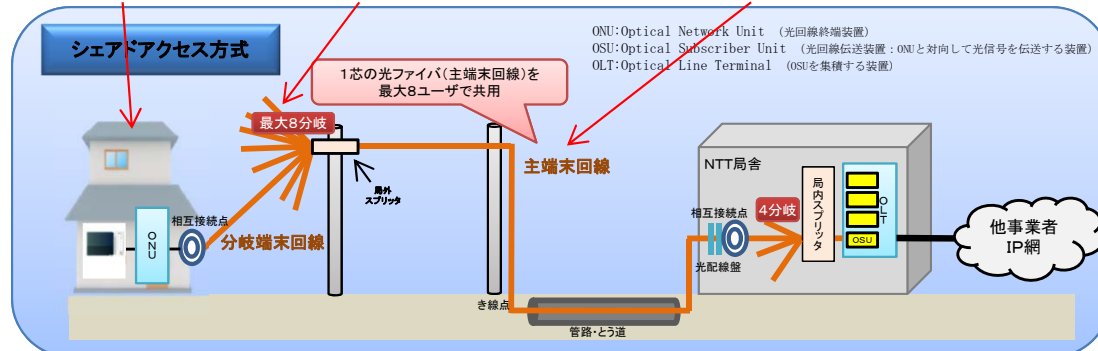
契約者数: 10 回線数: 1 芯線数: 1

シングルスター方式



契約者数: 3 分岐端末回線数: 3 主端末回線芯線数: 1

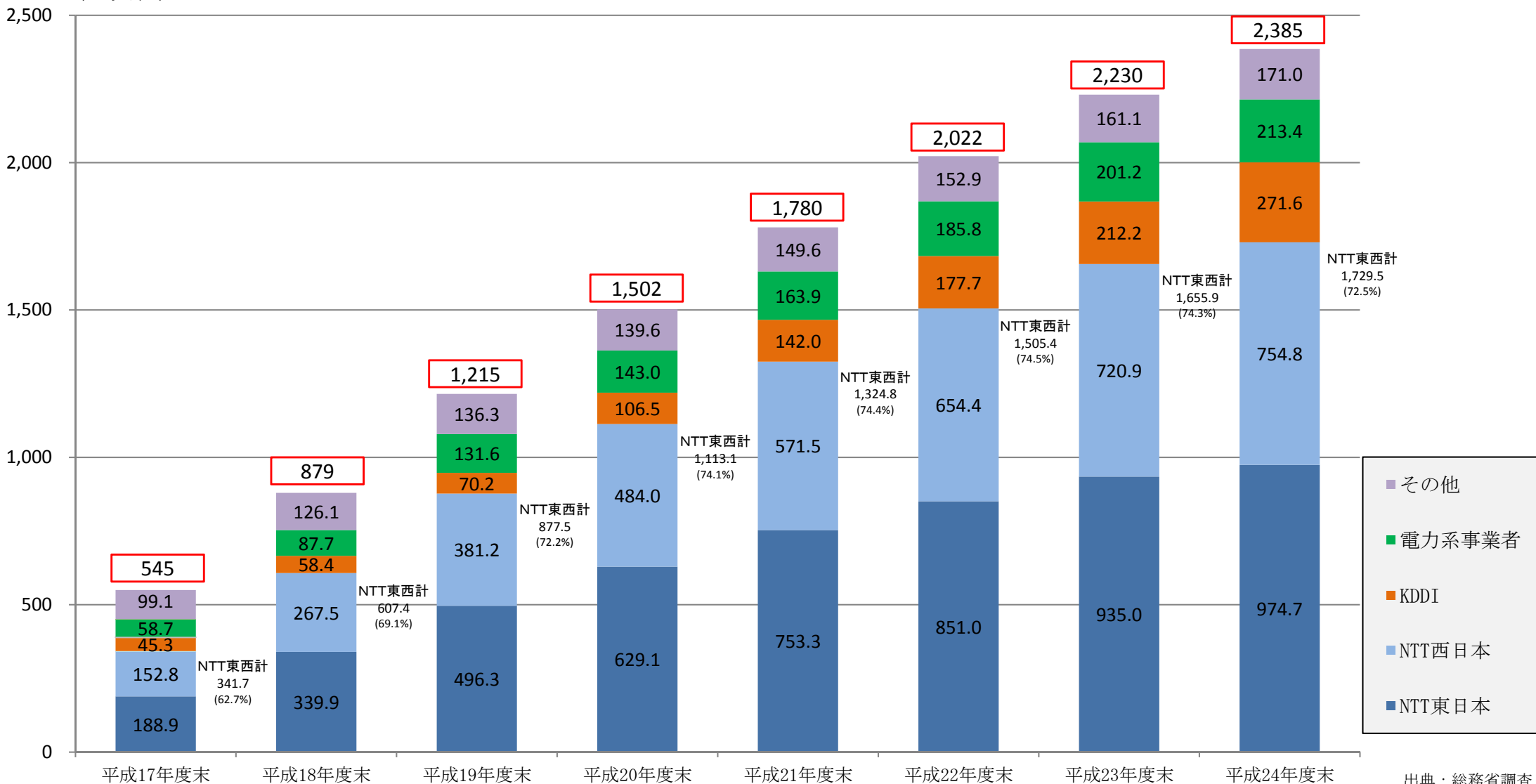
シェアドアクセス方式



FTTHサービスの契約者数の推移

- FTTHサービスの契約者数は、依然として増加傾向にあるが、近年、伸び率が鈍化している。
- NTT東西のシェアは、7割強で推移している。

(万契約)



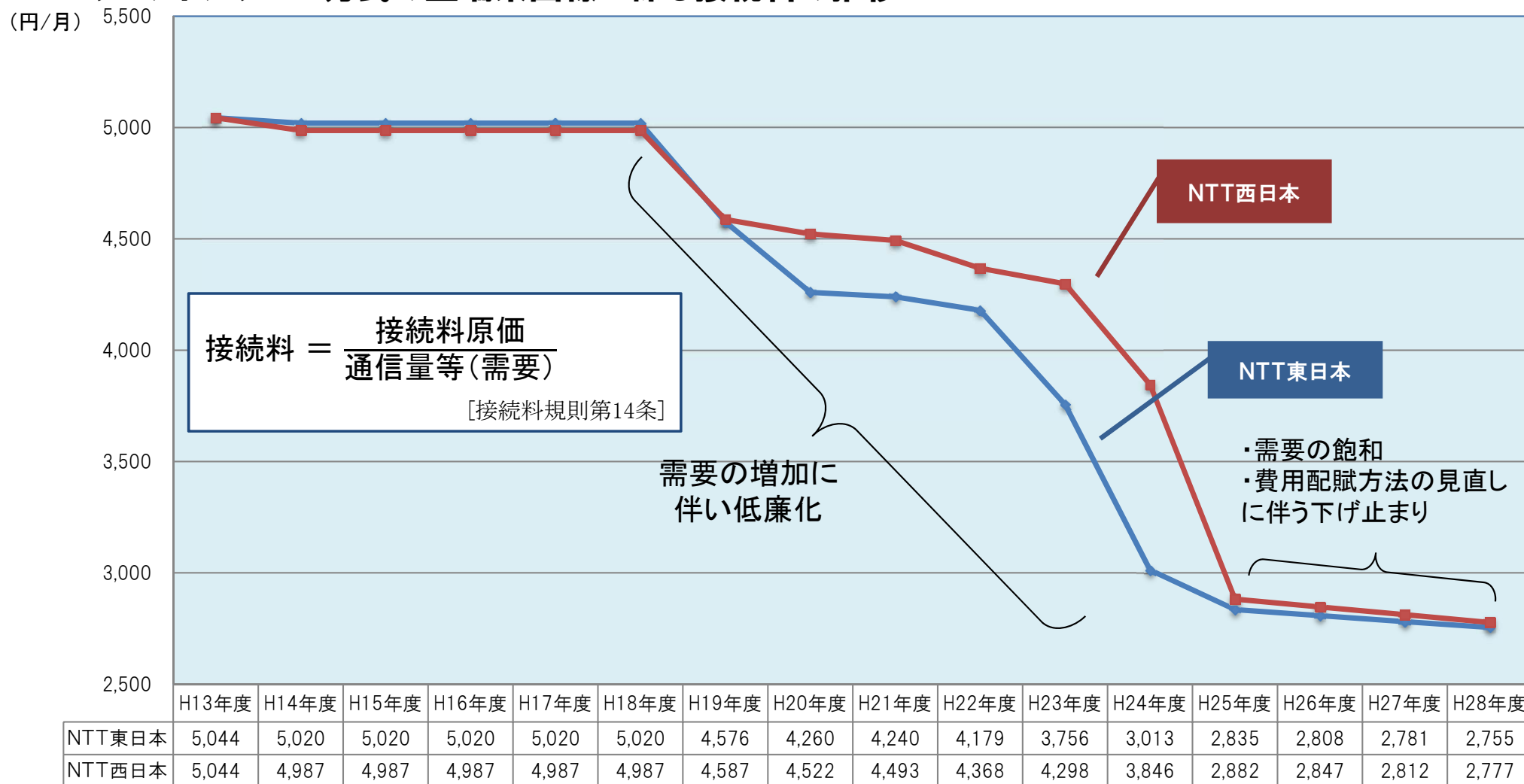
出典：総務省調査

注1：KDDIのシェアには、東京電力（平成17年度末以降）沖縄セルラー（平成19年度末以降）、JCN（平成19年度末以降）、CTC（平成20年度末以降）及びOTNet（平成21年度末以降）が含まれる。

注2：電力系事業者のシェアには、北海道総合通信網、東北インテリジェント通信、北陸通信ネットワーク、ケイ・オブティコム、四国通信ネットワーク、エネルギー・コミュニケーションズ、九州通信ネットワーク、ファミリーネット・ジャパン、テプロシステムズ、ケイオブティ・サイバーポート（平成22年度末まで）が含まれる。

- 加入光ファイバ接続料は、需要の増加に伴い低廉化してきたが、平成26～28年度については、需要が飽和した上に、メタル・光の費用配賦方法の見直しの影響により、下げ止まり傾向にある。
- ただし、オフロード需要の高まりなどにより需要を喚起できれば、再び低廉化を図ることも可能。

シェアアクセス方式の主端末回線に係る接続料の推移

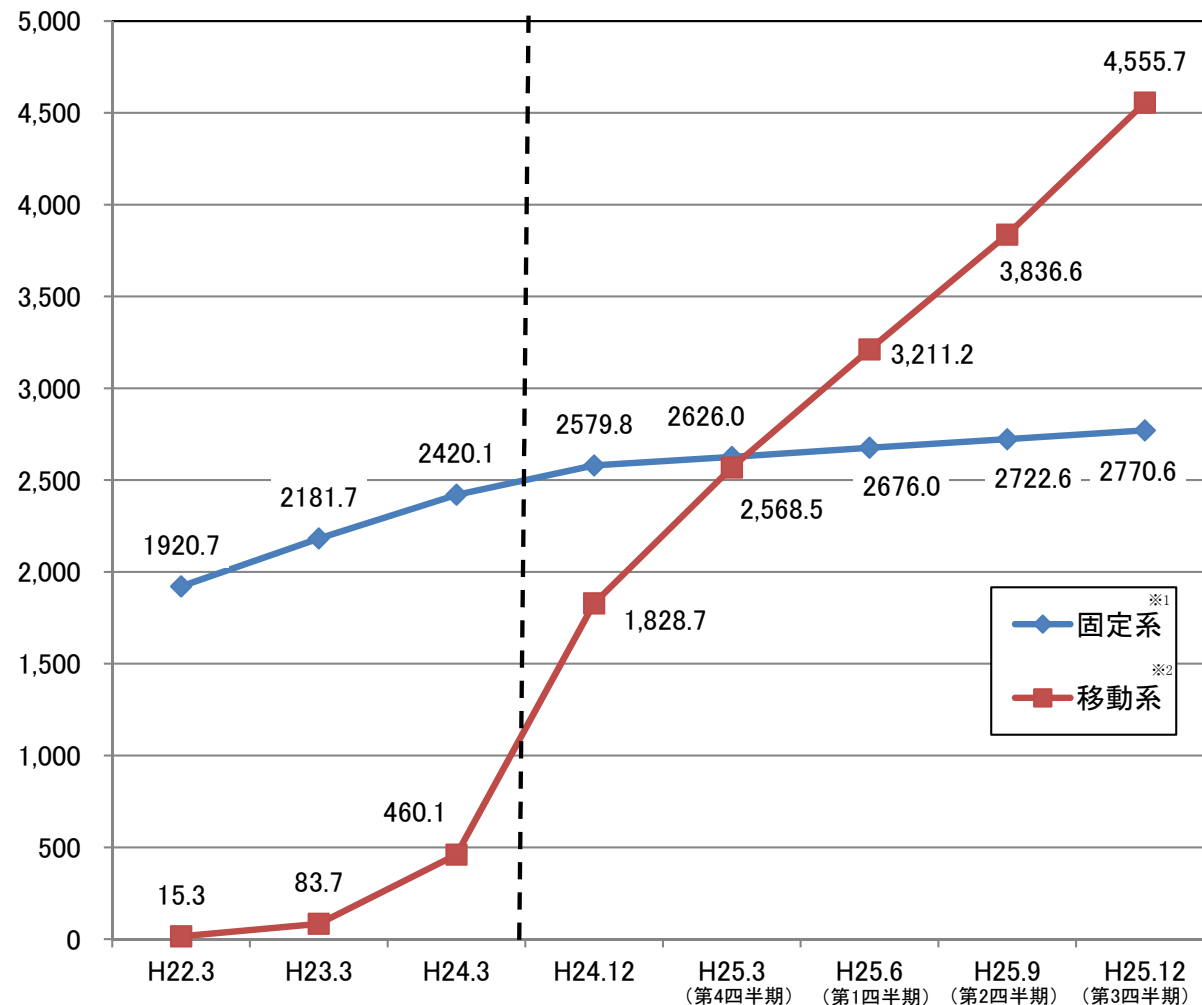


※1 接続料は、7年間(13年度～19年度)又は3年間(20年度～22年度)、(23年度～25年度)、(26年度～28年度)を算定期間とする将来原価方式により算定。
 ※2 上記接続料には、局外スプリッタ料金(H18年度までは将来原価方式、H19年度以降は実績原価方式で算定)を含み、分岐端末回線に係る接続料を含まない。

移動系ブロードバンドの超高速化が進み、固定系超高速ブロードバンドの補完機能を果たしつつあるが、「移動+固定」の連携サービスや、移動系で実現できない大容量通信など**固定系に対する潜在需要が存在。**

【超高速ブロードバンドサービスの契約数の推移】

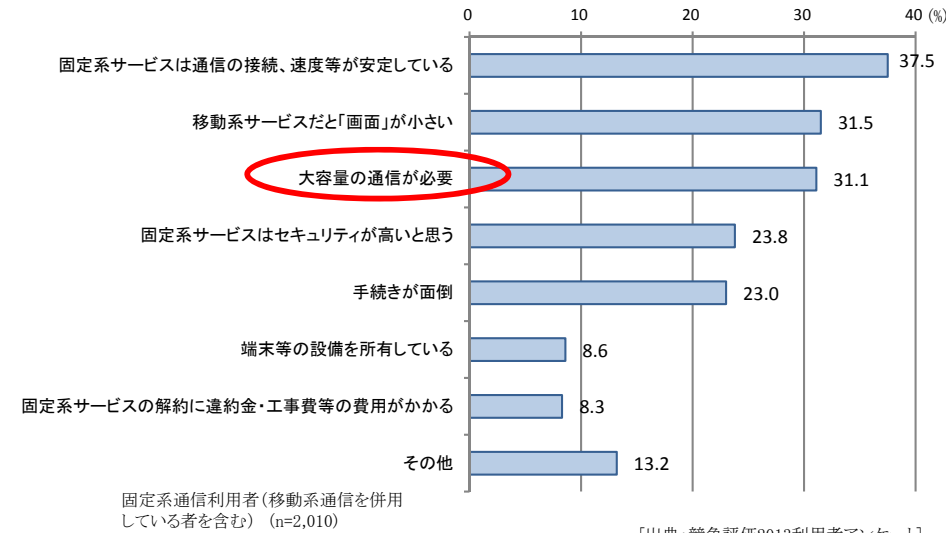
(単位: 万契約)



※1: FTTH及び一部ケーブルテレビインターネット(下り30Mbps以上)
 ※2: 3.9G携帯電話(LTE)及びBWA

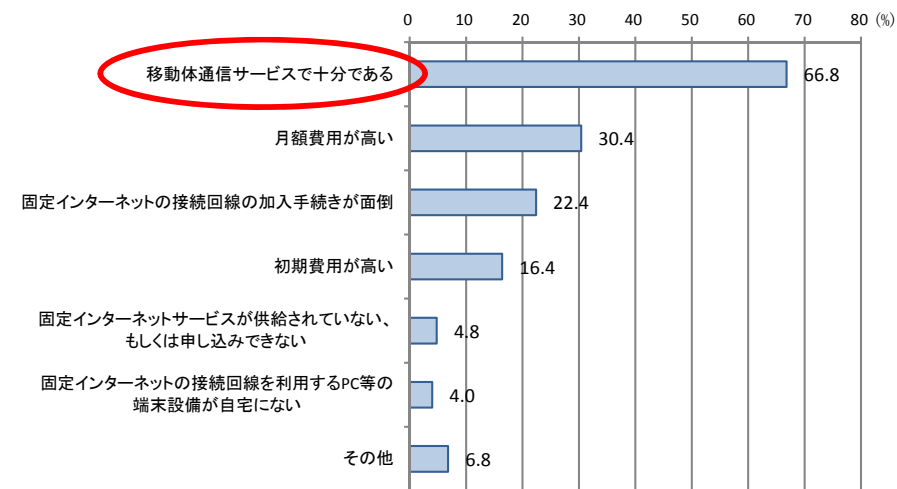
[出典: 総務省資料]

【固定系サービス利用者が当該サービスを利用し続ける理由】



[出典: 競争評価2013利用者アンケート]

【移動系サービス利用者が固定系サービスを利用しない理由】



[出典: 競争評価2013利用者アンケート]

1 固定通信市場における競争の現状等

(1) 固定通信市場の現状

(2) 固定通信市場に関する制度の概要

(3) 「分岐単位接続料」の導入を巡る経緯等

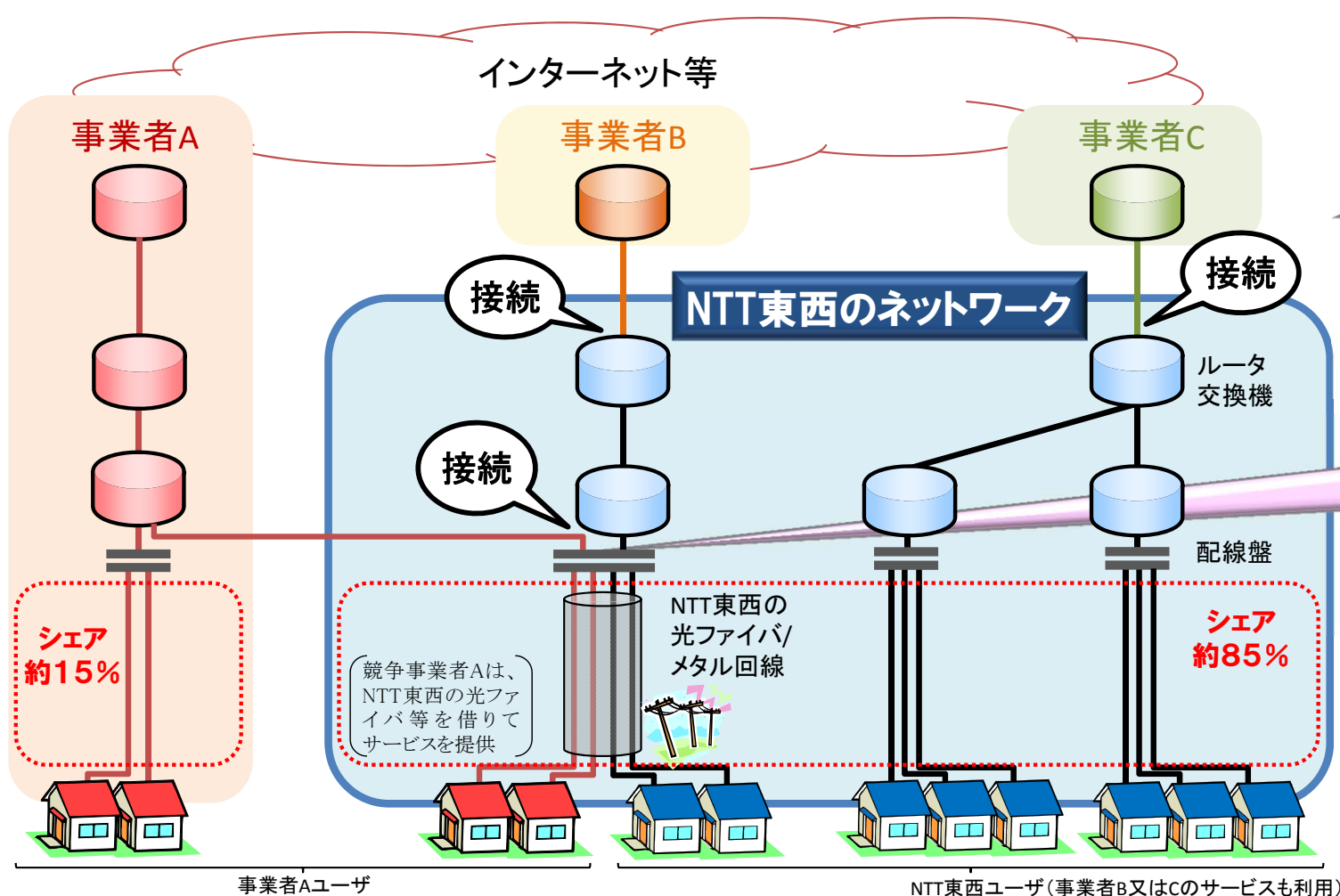
(4) NTT東西による「サービス卸」の提供計画

2 個別論点について

(1) 光ファイバ基盤に係る競争政策の在り方

(2) NGNの更なるオープン化の在り方

- 固定通信分野では、NTT東西の加入者回線（光ファイバ、メタル回線）が他事業者の事業展開に不可欠である点に着目し、電気通信事業法において、光ファイバ等の開放義務（第一種指定電気通信設備制度）や、特定の事業者のみを有利な条件にすることを禁止する規制（禁止行為規制）等を課している。



NTT東西を規律

【禁止行為規制】

特定の事業者だけ有利な条件にしたり、接続で知った他社の情報を自社の営業などに使うことを禁止（電気通信事業法第30条）

【第一種指定設備制度】

アクセス回線（光ファイバやメタル回線）等の開放義務（電気通信事業法第33条）

- 固定通信は、加入者回線を経由しなければ利用者同士の通信が成り立たないネットワーク構造。
- このため、電気通信事業法では、他の事業者の事業展開上不可欠な設備(加入者回線等)を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備を設置する事業者に対し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性を確保するための規律を課している。

指定

指定要件: 都道府県ごとに50%超のシェアを占める加入者回線を有すること [第33条第1項]

対象設備: 加入者回線及びこれと一体として設置される設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備 [同上]

NTT東西の加入者回線等を
第一種指定設備として指定
(平成10年)

第一種指定設備を設置する事業者に対する規律

① 接続約款の策定・公表義務 (認可制)

接続料、接続条件(接続箇所における技術的条件等)について**接続約款を定め、総務大臣の認可**を受けること。[第33条第2項]

② 接続会計の整理・公表義務

第一種指定設備の機能に対応した費用等や第一種指定設備との接続に関する収支の状況を整理し、公表すること。[第33条第13項]

③ 網機能提供計画の届出・公表義務

第一種指定設備の機能を変更等する場合には事前に設備改修日程等の計画を届出・公表すること。[第36条]

認可を受けた接続約款に定める**接続料・接続条件**で接続協定を締結することが原則 [第33条第9項]

【接続約款の認可の要件 [第33条第4項]

- 機能ごとの接続料、標準的な接続箇所における技術的条件等が適正・明確に定められていること。
- 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令(接続料規則)で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。

「機能」は総務省令で規定 (現在は、40機能)

接続料は、機能ごとに当該接続料に係る**収入**(接続料×通信量等(需要))が、当該接続料の**原価**に一致するように定めなければならない。 [接続料規則第14条]

- 接続条件が、第一種指定設備に**自己の電気通信設備**を接続することとした**場合の条件**に比して不利なものでないこと。
- 特定の事業者に対し**不当な差別的取扱い**をするものでないこと。

- 接続料の水準は、接続料原価を需要で除して得た額とすることが原則である。
- また、接続料の体系は、設備コストの発生の態様を考慮し、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定することを原則としている。

接続料の水準に関する規定の概要

$$\text{接続料} = \frac{\text{接続料原価}}{\text{通信量等(需要)}} \quad [\text{接続料規則第14条}]$$

$$= \frac{\text{第一種指定設備管理運営費} + \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税} + \text{調整額}}{\text{機能ごとの通信量等の直近の実績値}}$$

[接続料規則第8条]

接続料の体系に関する規定

○接続料規則(平成12年郵政省令第64号)

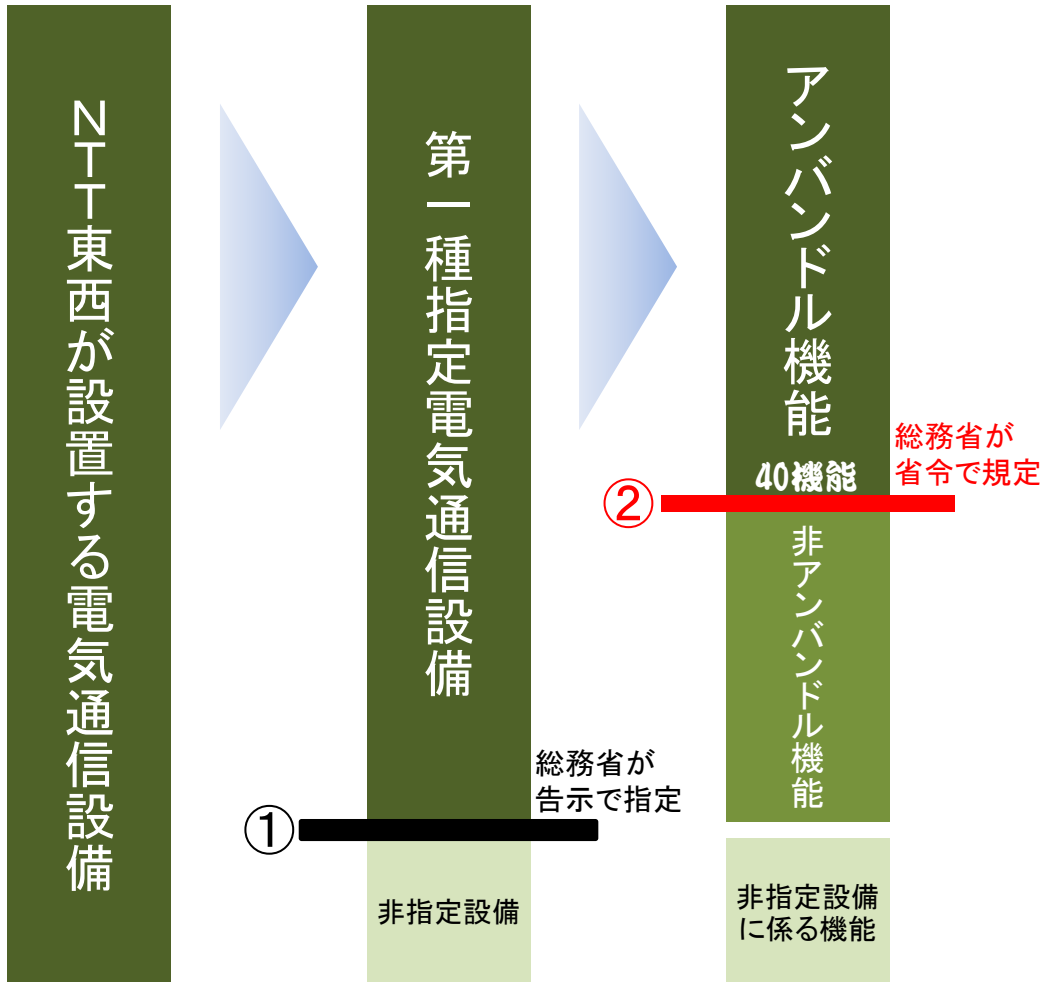
(接続料設定の原則)

第14条 (略)

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第一種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、回線数、通信回数、通信時間又は距離等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

設 備

機 能



総務省令で定める「機能」(アンバンドル機能)については、機能ごとに接続料を定め、総務大臣の認可を受けることが必要。

① 指定の基準

- ・加入者回線及びこれと一体として設置される設備であって、他事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的・合理的な発達に欠くことのできない設備

(電気通信事業法第33条第1項、施行規則第23条の2第4項、総務省告示)

② アンバンドルの基準

- ・具体的な要望があること
- ・技術的に可能であること
- ・過度な経済的負担がないことに留意 (H21情通審答申等)

1 固定通信市場における競争の現状等

(1) 固定通信市場の現状

(2) 固定通信市場に関する制度の概要

(3) 「分岐単位接続料」の導入を巡る経緯等

(4) NTT東西による「サービス卸」の提供計画

2 個別論点について

(1) 光ファイバ基盤に係る競争政策の在り方

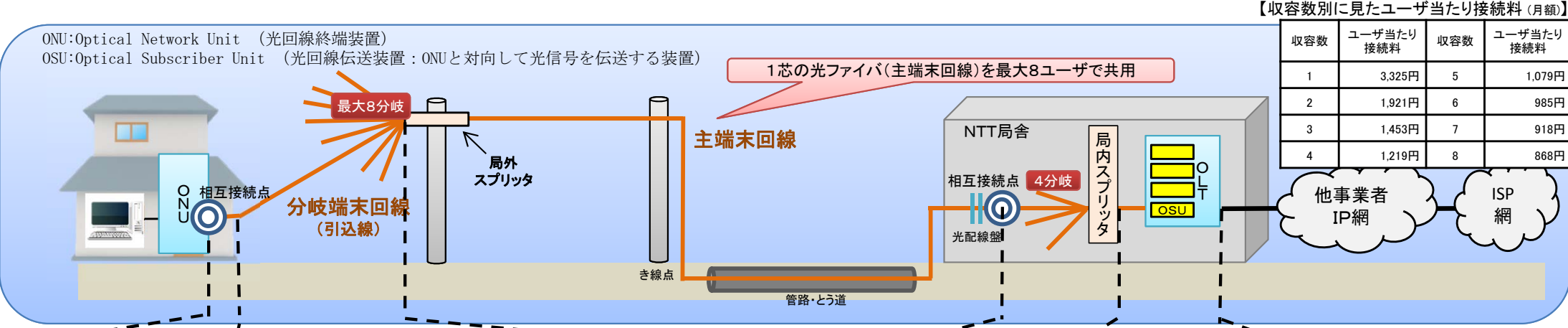
(2) NGNの更なるオープン化の在り方

現行の「芯線単位接続料」とは

○ NTT東西のシェアードアクセス方式(※)の加入光ファイバを他事業者が利用する場合、**NTT局舎内の装置(OSU)やユーザ宅内の装置(ONU)を当該事業者が設置・専有することが前提となるため、装置間にある光ファイバについても当該事業者が専用することが必要になる。**

※ 設備効率を高めるため、ネットワークの途中にスプリッタを挿入して一芯の加入光ファイバを最大8ユーザで共用する方式。

○ このため、NTT東西は、現在、加入光ファイバを他事業者が利用する場合の接続料について、専用する設備の需要量に応じて、すなわち、**主端末回線については主端末回線の芯線数を単位として設定**している(「芯線単位接続料」)。



【収容数別に見たユーザ当たり接続料(月額)】

収容数	ユーザ当たり接続料	収容数	ユーザ当たり接続料
1	3,325円	5	1,079円
2	1,921円	6	985円
3	1,453円	7	918円
4	1,219円	8	868円

光屋内配線加算額	光信号分岐端末回線	回線管理運営費	光信号主端末回線	局内SP	GE-OLT
185円/分岐端末回線	271円/分岐端末回線	61円/分岐端末回線	2,808円/主端末回線	167円/1局内SP	1,698円/10SU (1Gbps)

NTT東日本：H26年度適用接続料(月額)

収容する利用者が1人であっても、8人であっても、同額の支払いが必要

他事業者が接続料を支払って、NTT東西の加入光ファイバを利用

他事業者が自ら設置

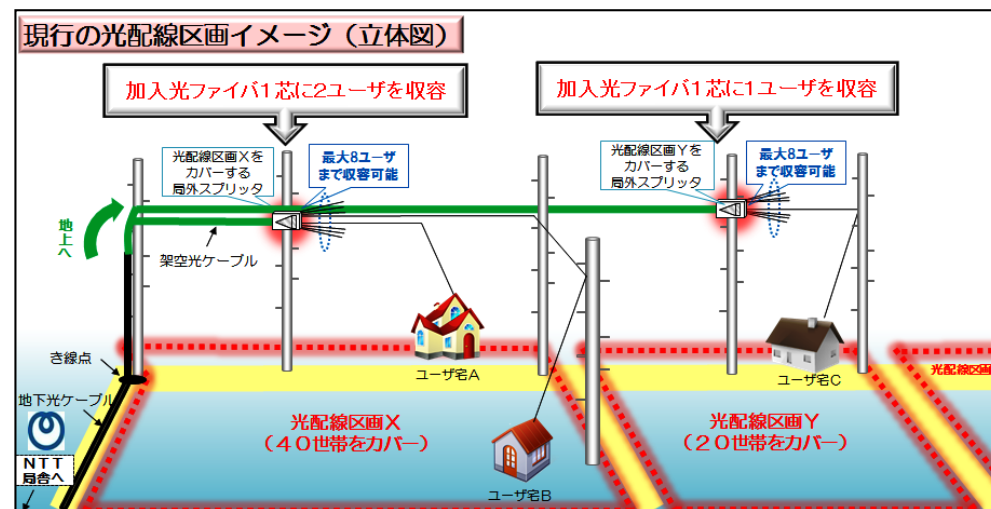
(1)「芯線単位接続料」の場合、接続事業者にとっては、一芯の主端末回線に収容する利用者が1人であっても、8人であっても「芯線単位接続料」の支払いが必要。

⇒ 特に、新規参入事業者にとって負担感が大きいとの指摘が従来からある。

(2)また、コスト抑制の観点からは、主端末回線を共有する利用者数を増加させること、すなわちスプリッタに収容する平均利用者数を増やすことが戦略上重要だが、次の物理的な制約が存在。

ユーザCは、ユーザA、Bとは異なる光配線区画に所在するため、このケースでは、2芯分の加入光ファイバを借りることが必要

- ① 1のスプリッタがカバーする地理的範囲（光配線区画）は、NTT東西が決定。
(隣の区画の利用者を収容することは物理的に不可能)
- ② 1光配線区画に存在する世帯の数は、40-50程度にとどまっている(集合住宅を含む)。
(潜在的な利用者数が物理的に制約される市場構造)



⇒ 主端末回線を共有するユーザ数を採算が取れるレベルまで増加させることが困難となっている。

「分岐単位接続料」とは

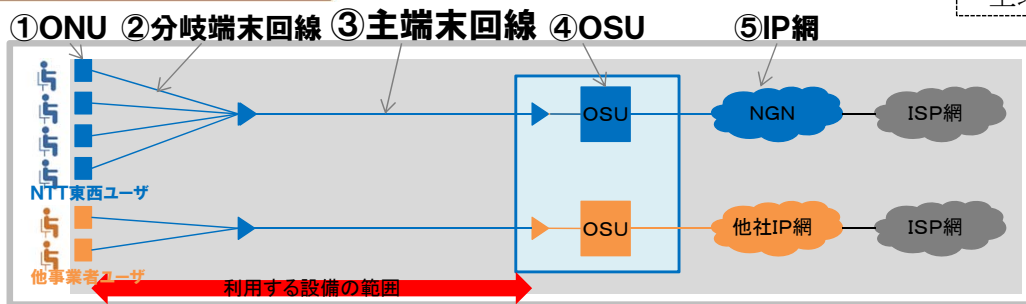
「芯線単位接続料」

「分岐単位接続料」

「分岐単位接続料」とは、主端末回線の芯線単位ではなく、主端末回線に収容する分岐端末回線(=利用者)単位で設定する接続料のこと。これまで、2つの実現方法が議論されてきた。

現行：芯線単位(OSU専用)

・ 図中、青色の設備はNTT東西の設備、オレンジ色の設備は他事業者の設備
 ・ 主端末回線の接続料原価はいずれも360/月と仮定

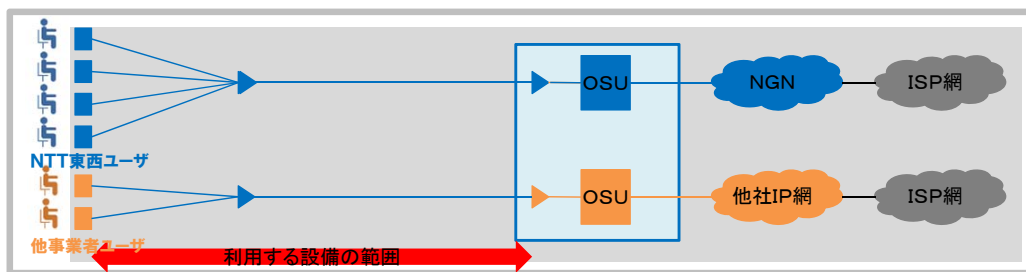


主端末回線(③)の接続料 = $\frac{360}{2 \text{主端末回線}} = 180 / \text{主端末回線}$ **実現済**

費用負担(1ユーザー当たり) = 自己設置分(①+④+⑤) + NTT設備利用分(接続料)(②+③ (= 180 ÷ 2ユーザー = 90/ユーザー))

(1) 分岐単位(OSU専用)

ネットワーク構成には変更を加えないまま(各事業者が独自にOSUを設置・専用し、NTT東西の主端末回線を専用したまま)、費用負担方法については、接続料の設定方法(計算方法)を見直す(※)ことにより、接続料を「芯線単位」ではなく、「分岐単位」(利用者単位)で設定する方法
 ※ 設備コストを芯線数で除して得た金額を接続料として定めるのではなく、分岐端末回線数で除して得た金額を接続料として設定する方法

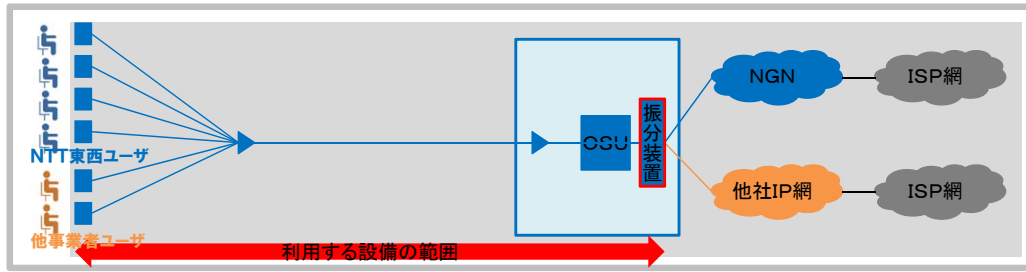


主端末回線(③)の接続料 = $\frac{360}{6 \text{分岐端末回線}} = 60 / \text{分岐端末回線}$ **未実現**

費用負担(1ユーザー当たり) = 自己設置分(①+④+⑤) + NTT設備利用分(接続料)(②+③ (= 60/ユーザー))

(2) 分岐単位(OSU共用)

ネットワーク構成について、NTT東西が設置した主端末回線を複数事業者で共有することができるよう、NTT東西の光信号伝送装置(OSU)の上部に振分装置を新たに設置し、OSUを事業者間で共有した上で、費用負担方法については、各事業者が変更後のネットワーク構成に基づき主端末回線の利用分を負担する方法



主端末回線(③)の接続料 = $\frac{360}{6 \text{分岐端末回線}} = 60 / \text{分岐端末回線}$ **未実現**

費用負担(1ユーザー当たり) = 自己設置分(⑤) + NTT設備利用分(接続料)(①+②+③ (= 60/ユーザー) + ④)

※接続料原価は、設備の効率化により低下したり、振分装置分上昇したりする可能性もある。

- 過去の議論は、主にOSU共用方式の実現に向けて行われてきたが、導入すべきとの結論には至らなかった。
- 現在は、光配線区画^(※1)の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニュー^(※2)の導入といった方策を講じることとされている。

※1 1のスプリッタがカバーする地理的範囲

※2 「芯線単位接続料」の初年度分の一部を減額して後年度負担とする複数年段階料金

コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について(平成19年3月30日情通審答申)

- 少なくとも現時点において、**NTT東西にOSUの共用化を義務付けるべきであると結論づけることは適当ではない。**
- OSUの共用化による分岐端末回線単位の接続料設定の妥当性については、**NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの検討において、改めて検討**することが適当である。

次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について(平成20年3月27日情通審答申)

- 競争事業者間であっても、各社個別に芯線を利用するよりは、コストを低廉化させることが可能であることから、**まずは、競争事業者間でのOSU共用の取組を積極的に進めることが適当。**しかし、競争事業者間にとどまらず、**NTT東西に対しOSU共用を義務付けることは、現時点では必要不可欠とまでは言えない。**
- OSU専用は、「1芯当たりの接続料は固定」したままで接続料の低廉化を図るための工夫であるが、OSU専用を実現するよりも、**加入光ファイバの1芯当たりの接続料そのものの低廉化を図ることが最も直接的・効果的な措置**と考えられる。

情郵審一次答申(平成23年3月29日)

- NTT東西においては、(東日本大震災で損壊した)通信インフラの復旧、基礎的な通信役務の確保等について連携し、**可及的速やかにその対策を講じることが当面の優先課題**と位置付けられる。
- 分岐単位接続料設定の適否については、平成24年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく**引き続き検討**を行う。

情郵審二次答申(平成24年3月29日)

- 依然として**様々な解決すべき課題がある「OSU共用」「OSU専用」といった方策を講じるのではなく、光配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューの早期導入を図ることが適当。**

既存の光配線区画の統合

- 答申を踏まえ、NTT東西は、既存ユーザが存在せず、カバー範囲が小さい既存の光配線区画について、地理的条件や物理的条件による制約がある場合を除き、費用対効果等を踏まえ、隣接する既存の光配線区画(2区画)の統合を進めている。
- しかし、**光配線区画の統合実績は、NTT東日本、NTT西日本ともごく僅かにとどまっております**、1区画当たりの世帯数の増加に寄与しているとはいえない。

(H25.9現在)

	光配線区画総数	統合実績 (統合された区画数)	統合実績 (統合率)
NTT東日本	697,901区画	約5,500区画	約0.8%
NTT西日本	918,411区画	約2,200区画	約0.2%

「接続事業者向け光配線区画」の新設

- 答申を踏まえ、「接続事業者向け光配線区画」を本格導入(全国展開)するため、一部局舎のエリアにおけるトライアルを実施。
- しかし、**分岐端末回線の接続料が高額となるため、接続事業者から本格導入に向けた利用意向は現時点で示されていない**。



※接続料は平成26年度におけるNTT東日本のもの。なお、「新設後」における分岐端末回線の接続料は、平成25年度接続料をベースに算定されたもの。

エントリーメニューの導入

- 答申を踏まえ、競争事業者のFTTH市場へのエントリーコストを低廉化するため、エントリーメニュー(「芯線単位接続料」の初年度分の一部を減額して後年度負担とする複数年段階料金)が接続約款に盛り込まれたが、これまで利用実績はない。

1 固定通信市場における競争の現状等

(1) 固定通信市場の現状

(2) 固定通信市場に関する制度の概要

(3) 「分岐単位接続料」の導入を巡る経緯等

(4) NTT東西による「サービス卸」の提供計画

2 個別論点について

(1) 光ファイバ基盤に係る競争政策の在り方

(2) NGNの更なるオープン化の在り方

- 本年5月13日、NTTは、NTT東西が平成26年度第3四半期以降に「サービス卸」を提供すると発表。

世界初の光アクセス「サービス卸」 NTT

- NTT東西による光アクセスの「サービス卸」
 - 光アクセスの本格的「サービス卸」は**世界初**
 - 幅広い分野の多様なプレイヤーに**公平**に提供
 - 現行の法制度下で提供可能
(従来の接続制度下における設備等の提供も継続)
- NTT東西は「バリューパートナー (Value Added Enabler)」として多様なプレイヤーによる新たなサービス創出を下支え (ビジネスモデルの変革)

「光コラボレーションモデル」

-2-

「光コラボレーションモデル」 NTT

従来

NTT東西が、直接、光アクセスサービスをエンドユーザに提供

B2C

「光コラボレーションモデル」

多様なプレイヤーが、NTT東西から光アクセスの「サービス卸」を受け、**自社の強みと組み合わせ、自社サービスとして**エンドユーザに提供

B2B2C

-3-

コラボレーションによる価値創造 NTT

NTT Value Partner
(東日本、西日本、R&D)

-4-

今後のスケジュール NTT

2014年度 第1四半期	第2四半期	第3四半期～
★ 本日	★ NTT東西が概要(提供条件等)を提示	提供開始

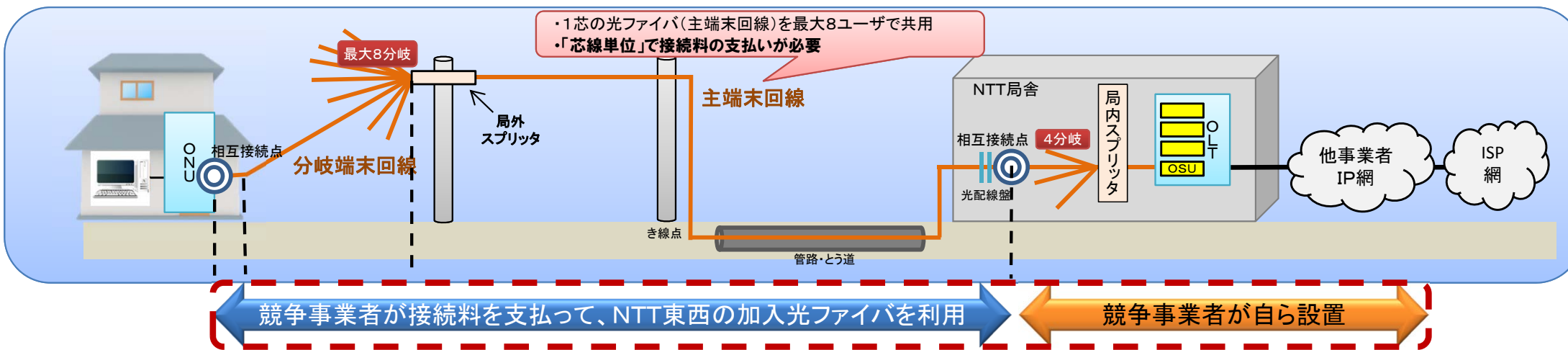
事業者様向け事前お問い合わせ窓口

NTT東日本 ビジネス開発本部	03-5359-7159	hikari_collabo@ml.east.ntt.co.jp
NTT西日本 ビジネスデザイン部	06-4793-5771	hikari_collabo@ml.hq.west.ntt.co.jp

-7-

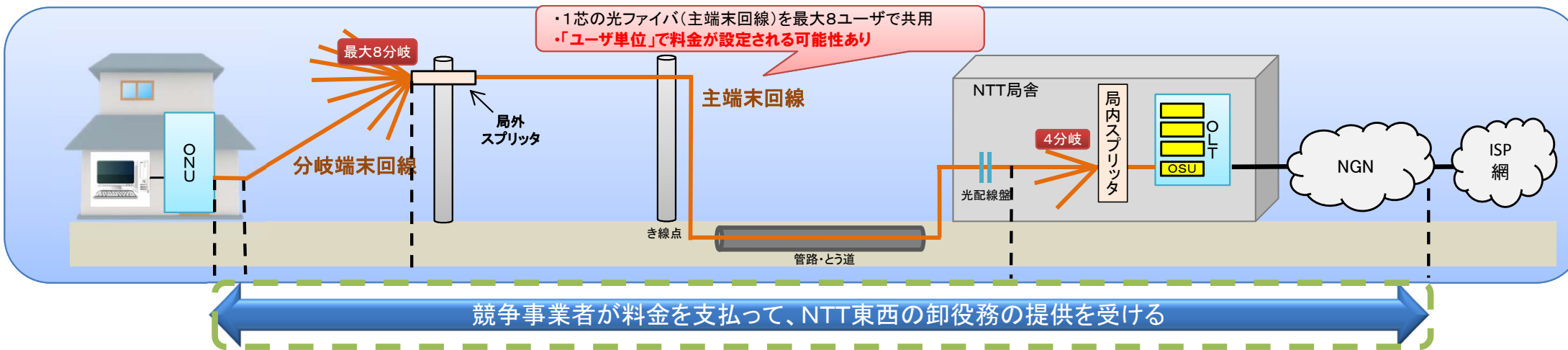
- NTT東西が当初から提供する「サービス卸」は次のようなネットワーク構成により実現される可能性がある。
- なお、「卸電気通信役務(卸役務)」は、「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」(*)と定義される。
※電気通信事業法第29条第1項第10号

現行方式(「接続」)(競争事業者がネットワークの一部に自らの設備を利用)



「卸電気通信役務」(競争事業者がNTT東西から卸役務の提供を受け、利用者にFTTHサービスを提供)

想定イメージ



「卸役務」の料金が「利用者単位」で設定される場合、他方で接続料を現行の「芯線単位」のままにすると伝送装置(OSU)を設置してFTTHサービスを提供する事業者(Iの場合)が費用負担面で不利となる可能性がある。

	ネットワーク形態の違い	費用負担の違い
I	<p>①ONU ②分岐端末回線 ③主端末回線 ④OSU ⑤IP網</p> <p>芯線単位(OSU専用)</p> <p>NTT東西ユーザ</p> <p>他事業者ユーザ</p> <p>利用する設備の範囲</p>	<p>主端末回線(③)の接続料 = $\frac{360}{2 \text{ 芯線}} = 180 / \text{芯線}$ 実現済</p> <p>費用負担 (1ユーザ当たり) = 自己設置分 ①+④+⑤ + NTT設備利用分(接続料) ②+③ (= $180 \div 2 \text{ ユーザ} = 90 / \text{ユーザ}$)</p>
II	<p>分岐単位(OSU専用)</p> <p>NTT東西ユーザ</p> <p>他事業者ユーザ</p> <p>利用する設備の範囲</p>	<p>主端末回線(③)の接続料 = $\frac{360}{6 \text{ ユーザ}} = 60 / \text{ユーザ}$ 未実現</p> <p>費用負担 (1ユーザ当たり) = 自己設置分 ①+④+⑤ + NTT設備利用分(接続料) ②+③ (= $60 / \text{ユーザ}$)</p>
III	<p>分岐単位(OSU共用)</p> <p>NTT東西ユーザ</p> <p>他事業者ユーザ</p> <p>利用する設備の範囲</p>	<p>主端末回線(③)の接続料 = $\frac{360}{6 \text{ ユーザ}} = 60 / \text{ユーザ}$ 未実現</p> <p>費用負担 (1ユーザ当たり) = 自己設置分 ⑤ + NTT設備利用分(接続料) ①+②+③ (= $60 / \text{ユーザ}$) + ④</p> <p>※接続料原価は、設備の効率化により低下したり、振分装置分上昇したりする可能性もある。</p>
IV	<p>卸役務</p> <p>NTT東西ユーザ</p> <p>他事業者ユーザ</p> <p>利用する設備の範囲</p>	<p>主端末回線(③)の接続料 = $\frac{360}{6 \text{ ユーザ}} = 60 / \text{ユーザ}$ 想定イメージ</p> <p>費用負担 (1ユーザ当たり) = 自己設置分 なし + NTT設備利用分(卸役務料金) ①+②+③ (= $60 / \text{ユーザ}$) + ④+⑤+α</p>

新規参入が容易

・ 図中、青色の設備はNTT東西の設備、オレンジ色の設備は他事業者の設備 ・ 主端末回線の原価はいずれも360/月と仮定

1 固定通信市場における競争の現状等

(1) 固定通信市場の現状

(2) 固定通信市場に関する制度の概要

(3) 「分岐単位接続料」の導入を巡る経緯等

(4) NTT東西による「サービス卸」の提供計画

2 個別論点について

(1) 光ファイバ基盤に係る競争政策の在り方

(2) NGNの更なるオープン化の在り方

【論点(1)－①】

NTT東西の加入光ファイバについて、「分岐単位接続料」を導入すべきとの意見があるが、移動通信のオフロード需要の高まりや、4K・8K映像の伝送ニーズの可能性等を受けてFTTHサービスの重要性が高まる中、固定系超高速ブロードバンドの利用率の向上の観点から、改めてどのように考えるべきか。

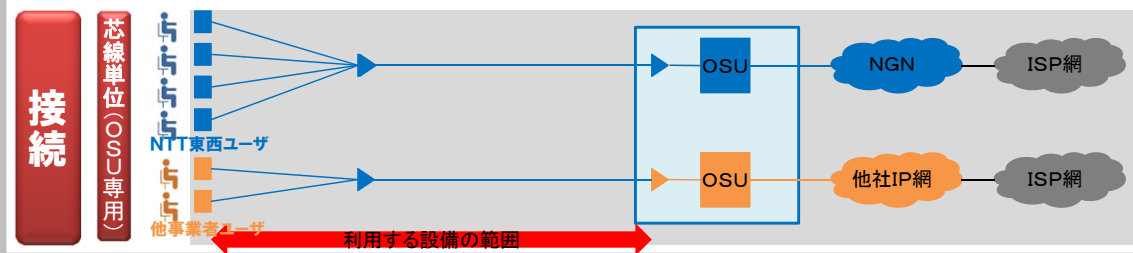
特に、今後、仮にNTT東西が卸役務を「利用者単位」で料金設定する場合、他方で競争事業者が加入光ファイバを「接続」で利用する場合の接続料は「芯線単位」を維持したままで競争上問題ないか。

【制度の現状】

- 加入光ファイバの接続料・接続条件については、NTT東西が**接続約款**を定め、総務大臣の認可を受けることが必要。
- 接続料の体系は、費用の発生の態様を考慮し、社会的経済的にみて合理的なものとなるよう設定することとされている。
- 現在の接続約款では、シェアドアクセス方式の加入光ファイバ接続料の主端末回線について、「**芯線単位接続料**」が設定されている。

ネットワーク形態の違い

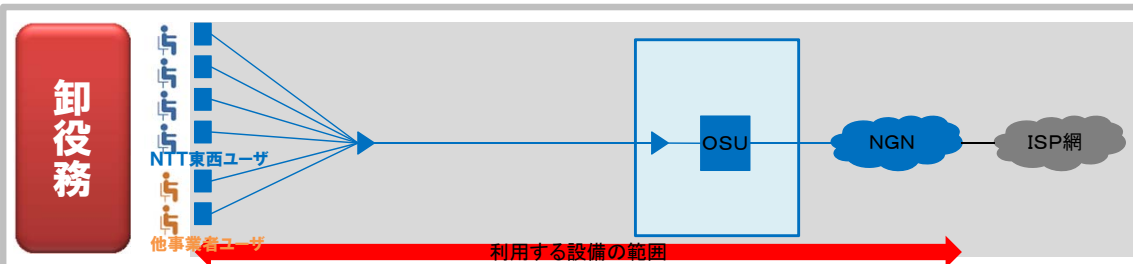
①ONU ②分岐端末回線 ③主端末回線 ④OSU ⑤IP網



費用負担の違い

主端末回線(③)の接続料 = $\frac{360}{2 \text{ 芯線}} = 180 / \text{芯線}$ 実現済

費用負担 (1ユーザー当たり) = 自己設置分 (①+④+⑤) + NTT設備利用分(接続料) (②+③ (= 180 ÷ 2ユーザー = 90 / ユーザ))



主端末回線(③)の接続料 = $\frac{360}{6 \text{ ユーザ}} = 60 / \text{ユーザー}$ 想定イメージ

費用負担 (1ユーザー当たり) = 自己設置分 なし + NTT設備利用分(卸役務料金) (①+②+③ (= 60 / ユーザ) + ④+⑤ + α)

・ 図中、青色の設備はNTT東西の設備、オレンジ色の設備は他事業者の設備 ・ 主端末回線の原価はいずれも360/月と仮定

分岐単位接続料を導入すべき

接続料の低廉化と新規参入が必要

◇ 急増するモバイル・トラフィック対策のために固定網へのオフロードとして光の普及・拡大が必要となることから、更なる競争促進によるFTTH普及促進のため、メタルと同様に、**ユーザ単位での接続料の設定と接続料の低廉化を実現すべき。**(ソフトバンク)

◇ 光ファイバの1芯単位貸しでは地方では採算が合わないため、NTT東西の光整備済エリアにおいては、ADSLのように**ユーザ単位接続料を設定し、新規参入を促進すべき。**(DSL事業者協議会)

◇ **光ファイバの分岐単位接続料は、コストの低減及び利用者料金の低減につながるため、検討を進めるべき。**(ソネット)

OSU専用方式ならイノベーションは失われない

◇ ユーザ単位接続料を設定したとしても、接続事業者が**自らOSUを設置する方式も考えられ、その場合は接続事業者独自のサービスも提供可能**であることから、イノベーションが起きなくなるという指摘は適切ではないと考える。(ソフトバンク)

設備事業者は設備効率を向上する努力が必要

◇ 既存の設備保有事業者は、NTT東西殿の設備利用効率が高まることについて設備構築インセンティブを削ぐと反対するのではなく、サービス競争事業者に設備を貸出すなど**設備利用効率を向上する努力を行うべき。**(ソフトバンク)

現行規制が適当

サービスが均一化する

◇ 光ファイバの接続料を**ユーザ単位で設定すると、サービスが均一化**して事業者ごとの独自性が発揮されなくなる。(日本電信電話)

設備効率が低下する

◇ 8分の1のコストを負担してもらって残りのコストをどうするのかというモラルハザードの問題で、**投資意欲が失われる点が課題。**(日本電信電話)

設備競争とサービス競争の両輪が必要

◇ 多様なサービスによる利活用促進とインフラ整備は両輪であるため、2020年代に向けた情報通信基盤の更なる普及・発展に向け、**設備競争とサービス競争を両輪とした競争政策の堅持が必要。**(ジュピターテレコム)

◇ 世界最高水準のIT社会の実現は、設備競争とサービス競争の両輪にて推進すべきであり、**設備競争の確保は必須。**(日本ケーブルテレビ連盟)

光配線区画の統合は、今後も必要に応じて進める

◇ 既存のユーザが存在しない比較的小さな光配線区画を中心に、隣接する他の光配線区画との統合を進めており、今後も、必要に応じて、統合を進めていく考え。(日本電信電話)

分岐単位接続料は認めるべきでない

設備設置事業者がコスト面で対抗できなくなる

◇ NTT東西のシェアドアクセスの1分岐単位での接続については、当該1分岐単位のシェアドアクセスを利用してFTTHサービスを提供する事業者が実際のコストに見合った**投資リスクを負うことなく市場に参入することになり、**これまで設備投資を行って固定系超高速ブロードバンドサービスを提供してきた地域のCATV事業者を始めとする**競争事業者はコスト面で対抗できなくなる。**この結果、**自前で設備投資する形でのサービス提供を継続することは非常に困難になる。**(KDDI)

設備投資インセンティブが損なわれる

◇ ボトルネック設備を保有し、シェアの高いNTT東西によって、一分岐単位で接続料を設定することや卸取引を行うことは、スケールメリットを持つ**NTT東西が卸市場を完全に支配し、競争事業者の設備投資インセンティブが損なわれ、**サービスの高度化・低廉化の妨げになることから認めるべきではなく、設備競争を促進させる環境を確保すべき。(KDDI)

イノベーションが起きない

◇ 一分岐単位の接続料設定による場合も、NTT東・西の設置するOLT等を用いた光サービスをそのまま同じスペックで卸すことと同義となり、**イノベーションが起きない。**(KDDI)

【論点(1)－②】

NTTが提供計画を発表した「サービス卸」が「卸役務」に該当する場合、電気通信事業法上、**相対取引により、当事者間で定めた料金・条件で契約を締結することが可能**であるが、NTT東西が第一種指定電気通信設備を利用して卸役務を相対取引で提供する際の**料金・条件の公平性の担保措置や透明性の在り方**について、どう考えるべきか。

※「サービス卸」とNTTグループへの規律の関係については、「資料8－2」参照。

【制度の現状】

- 加入光ファイバの利用形態としては、電気通信事業法上は「**接続**」と「**卸役務**」のいずれかの方式を当事者が任意に選択可能。
- 「**接続**」については、**総務省令で定める機能ごと**に接続料等を設定し、認可を受けることとされている。接続事業者は、総務大臣の認可を受けた**接続約款に基づき、一律に適用される接続料・接続条件で接続協定を締結**することが可能。
- 「**卸役務**」の料金・提供条件については、相対取引により、**事業者間で個別に設定可能**。
 - ✓ ただし、**差別的取扱い等**については、**業務改善命令**や**禁止行為規制**の対象。
 - ✓ また、第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務のうち総務省令で定める役務(指定電気通信役務)に該当すれば、**保障契約約款の届出・公表**が必要。NTT東西は、利用者から求められた場合は、保障契約約款に基づき役務を提供することが必要。

「接続」で確保している公平性・透明性

◎接続約款の認可の要件（電気通信事業法第33条第4項）

- **機能ごとの接続料、接続条件**(標準的な接続箇所における技術的条件等)が**適正・明確**に定められていること。
- 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令(接続料規則)で定める方法により算定された**原価に照らし公正妥当なものであること**。

接続料は、機能ごとに当該接続料に係る**収入(接続料×通信量等(需要))**が、当該接続料の**原価に一致するように定めなければならない**。

- **接続条件が**、第一種指定設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して**不利なものでないこと**。
- 特定の事業者に対し**不当な差別的取扱いをするものでないこと**。

◎接続約款の公表義務（電気通信事業法第33条第11項）

設備競争はもとよりサービス競争も消滅させてしまう

- ◇ 「サービス卸」は、ボトルネック設備を保有するNTT東西が、フレッツサービスを1ユーザー単位で競争排除的な料金等を設定して事業者に卸すことが可能であることから、ボトルネック設備を保有するNTT東西がそのスケールメリットによりFTTHの価格等、市場を支配することとなり、FTTH市場における自前での設備競争はもとよりサービス競争も消滅させてしまう。(KDDI)

提供条件の公平性を事前チェックするための制度的担保がないため、競争事業者を排除する懸念がある

- ◇ NTTは、卸役務の相対契約提供は、料金等の提供条件について事業者間を公平に扱うため法的には問題がない、と主張しているが、そもそも政府出資を受ける特殊会社であり、ボトルネック設備と顧客基盤公社から引き継ぐことでFTTH市場において70%超の圧倒的なシェアを維持しているNTT東西の第一種指定電気通信設備に対しては、接続料の認可義務等の厳格な接続規制が課されている。一方、これを卸役務として提供する場合には、提供条件が事業者間で公平であることを事前にチェックするための制度的な担保が存在しておらず、例えば、バルクレートによって特定の事業者のみが有利な条件で卸を受けられる料金設定になっていないか等といった点をチェックすることができない。このままでは、NTT東西が競争の激しいエリアで特定の事業者に特別料金で光アクセスの卸サービスを提供し、競争事業者を排除することが懸念される。(KDDI)

グループ一体的な事業運営等があれば、禁止行為規制の潜脱行為である

- ◇ NTT東西が、NTTドコモやNTTコム等のグループ会社のみにも有利な条件で光アクセスの卸サービスを提供し、モバイルやISPサービスとの一体的なサービス提供や販売活動を行わせることによって、NTTグループとしてのスケールメリットやブランド力、販売力により競争事業者を排除することも懸念される。このような、特定の事業者を有利に取り扱う行為等は、ボトルネック設備を保有し、圧倒的な市場シェアを維持しているNTT東西に課されている禁止行為規制を潜脱する行為に他ならない。(KDDI)
- ◇ NTTは、会見の中でセット割や「サービス卸」の相対での料金設定に言及。これらは、『電気通信事業分野における競争の促進に関する指針』において、明確に禁止行為とされており、サービス提供にあたっては、法令が厳格に遵守されるべき。まずは提供条件をサービス開始前に明確化し、脱法的行為ではないことを、総務省や競争事業者等が確認できるようにすることを強く要望。(ソフトバンク)
- ◇ NTTドコモが本サービスを利用してセット販売を行うことは、禁止行為規制に該当する実質的なNTTグループ内での排他的な営業連携につながる可能性があり、NTT東西とNTTドコモ(直接的、間接的な連携も含む)の協調行為への整理も併せて行うべき。(イー・アクセス)

NTT再編成の趣旨に反しており、NTTの組織形態の在り方の議論に直結する

- ◇ 「サービス卸」をNTTドコモやNTTコム等のグループ内の事業者提供し、提供を受けた事業者が一体的なサービス提供や販売活動を行うことについては、NTTドコモの分離やNTT再編成時の趣旨に反してNTTグループが一体化することと同義であり、NTTの組織形態の在り方議論に直結する話であるとする。リテールや卸といった事業構造の見直しを通じて、公社時代から引き継いだNTT東西の顧客基盤をNTTコムやNTTファイナンス、或いは新たに設立する子会社等を介してNTTドコモ等のグループ内の顧客情報に統合することも考えられる。(KDDI)

- 平成26年6月5日、ケーブルテレビ事業者、電力系事業者等計222者の連名により、NTT東西が「サービス卸」を提供することの問題点について、総務大臣あての要望書を提出。
- 公正競争上の制度的措置を講じること、措置が講じられるまで「サービス卸」の提供をしないよう指導すること等を要望。

要望書の内容(抜粋)

1. “光アクセスの「サービス卸」”の適法性に関する問題

ボトルネック設備である第一種指定電気通信設備を用いたサービスでありながら、卸電気通信役務としてなんら制約なく提供することについて、制度および競争上の問題がないのか慎重に検討する必要があります。光アクセス設備の接続料は認可制であることを踏まえると、例えば、光サービス卸の料金も同様に認可制とする制度見直しが必要と考えられます。加えて、NTT東西がグループ外の競争事業者にも透明性や公平性を担保して光サービス卸を提供できるのかなど、公正競争確保の観点から慎重かつ網羅的な検討が必要です。

2. NTTの実質的な再統合・一体化の問題

NTTは、2014年5月13日の会見において、光サービス卸を通じて、NTTドコモやNTTコミュニケーションズが光アクセスサービスを提供する可能性や、それを受けた人員の再配置にも言及しています。これは、光サービス卸を通じた実質的なNTT再統合・一体化の表明であり、NTTの在り方に係る政策議論を忌避し、禁止行為規制を潜脱してNTTグループの一体化を既成事実化しようとする行為に他ならず、NTTグループがさらにドミナント性を高めて公正な競争を阻害することになるため、大きな問題があります。また、NTTドコモをはじめとするNTTグループの事業者が、NTT東西のフレッツ光サービス利用者の顧客情報を共有し、NTTグループ一体での囲い込み営業が推進される恐れがあり、従来とは異なる新たな懸念が生じるものと危惧されます。

3. 設備競争への深刻な影響と大規模プレーヤーによる市場支配の恐れ

●設備競争への重大な悪影響の問題

NTTは光サービス卸について、サービスレベルでの市場開放を推進することで光ファイバの普及を促進する施策であると謳っていますが、実際にはNTTの設備レベルでの独占的集中に拍車をかけ、競争事業者の設備投資インセンティブを著しく損ない、設備競争を消滅させるものであると考えます。さらに、NTT東西がインフラ設備を独占することとなれば、同社は新たな投資を避けて収容率の向上のみを追求するため、新技術を導入する設備投資インセンティブも失われる懸念があります。その結果、我が国における技術進展やサービス革新は停滞することとなります。

このように設備競争が失われれば、NTTインフラ依存の市場構造となり、単に競争活力が失われるだけでなく、災害や設備重大事故といった非常時に社会全体への影響が甚大になるため、我が国のICT基盤が脆弱化するおそれがあります。

●大規模プレーヤーによる“光アクセスの「サービス卸」”を通じた固定通信市場支配の問題

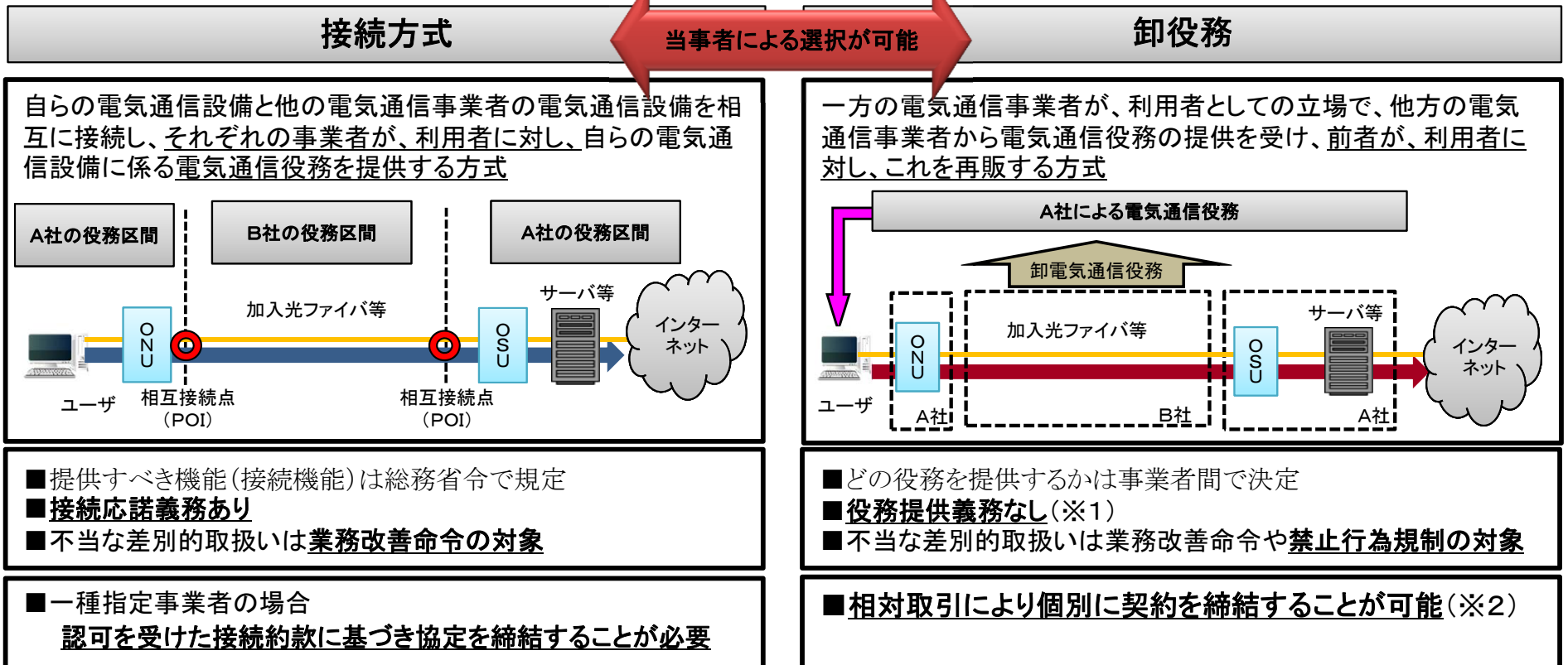
今般、仮にNTT東西による光サービス卸の提供が認められた場合、大きな顧客基盤をもつ携帯電話事業者やその他の大規模プレーヤーが、相応の設備投資リスクを負うことなしに、こぞって光サービス卸を利用する事態を招く可能性があります。これが現実のものとなれば、携帯電話事業者をはじめとする大規模プレーヤーの参入による固定通信市場の市場支配を招きかねず、料金の高止まりやサービスの画一化といったマイナスの連鎖を引き起こすことは明らかなです。また、自ら設備を構築することで固定通信市場の競争を繰り広げてきた、ケーブルテレビ事業者等の地域に密着する通信事業者が淘汰されかねず、そうなった場合には長い期間をかけて積み上げられてきたこれまでの競争政策の成果も瞬く間に失われることとなります。

【論点(1)－③】

電気通信事業法では、第一種指定電気通信設備との「接続」について、公平性や透明性を確保するための規律が整備されているが、物理的な接続形態を変えないまま、法律上の位置づけを「卸役務」に変更するだけで、当事者間で定めた料金・条件で相対契約を締結することが可能であり、「接続」から著しく乖離した料金・条件を定めることができるが、**そもそも「接続」と「卸役務」の関係をどう考えるべきか。**

【制度の現状】

- 加入光ファイバの利用形態としては、電気通信事業法上は「接続」と「卸役務」のいずれかの方式を当事者が任意に選択可能。
- 「接続」を利用する方式の場合、接続事業者は、総務大臣の認可を受けた**接続約款に基づき、一律に適用される接続料・接続条件で接続協定を締結**することが可能。他方、それ以外の接続料・接続条件では接続協定を締結できない。
- 「卸役務」を利用する方式の場合、事業者間で個別に設定した料金等により、**柔軟にネットワークの提供を受けることが可能。**



※1 ただし、認定電気通信事業者については、正当な理由がなければ、当該事業に係る役務提供を拒んではならない(電気通信事業法第121条)。

※2 ただし、卸役務が指定電気通信役務に該当する場合、保障契約約款の事前届出が必要(電気通信事業法第20条)。

1 固定通信市場における競争の現状等

(1) 固定通信市場の現状

(2) 固定通信市場に関する制度の概要

(3) 「分岐単位接続料」の導入を巡る経緯等

(4) NTT東西による「サービス卸」の提供計画

2 個別論点について

(1) 光ファイバ基盤に係る競争政策の在り方

(2) NGNの更なるオープン化の在り方

- NTT東西のNGN(Next Generation Network)については、平成20年3月の商用サービス開始に当たり、総務大臣が第一種指定電気通信設備に指定し、情通審答申を踏まえ、**4機能のオープン化が実現**している。
- また、帯域制御機能等を利用したコンテンツ配信を行うためのサービス等の提供により、**通信プラットフォーム機能のオープン化も実現**している。
- 一方、NGNの更なるオープン化を巡っては、「**品質保証型のIP電話サービスの実現**」等の要望がある。

◆ NGNのオープン化に関するこれまでの取組状況

	オープン化された機能		オープン化の状況
「接続ルール」の適用によるオープン化	IGS接続機能	電話サービス提供事業者が自網をNGNに接続し、NTTユーザとの発着信を実現するために利用する機能	<ul style="list-style-type: none"> ・NGNの4つの機能について、「接続ルール」が適用されるよう総務省令を改正(平成20年7月) ・「接続ルール」に基づき、NTT東西がこれらの機能の接続料や接続条件を定め、接続約款を変更(平成20年11月) ・接続約款に基づき、事業者間で接続協定を締結。その後、接続事業者によるサービス提供を順次開始
	中継局接続機能	接続事業者が自らのIP網をNGNのゲートウェイルータに接続してNGNを利用するための機能	
	収容局接続機能	(ケーブル事業者等の)接続事業者が自ら調達した回線等をNGNの収容ルータに接続してNGNを利用するための機能	
	イーサネット接続機能	接続事業者が自網をNTTの中継スイッチに接続してNTTイーサネット網を利用するための機能	
上記以外のオープン化	通信プラットフォーム機能(SNI)	コンテンツ配信事業者等の各種アプリケーションをNGNの利用者に提供するための機能	<ul style="list-style-type: none"> フレッツ・キャストの提供開始(20年3月) フレッツ・キャスト・シェアの提供開始(25年1月)

◆ NGNの更なるオープン化を巡る具体的な要望事項

- NGNを利用した品質保証型のIP電話サービスの実現
- 中継局接続機能の設定単位の細分化・柔軟化や、標準的な接続箇所(POI)の増設

【論点(2)】

超高速ブロードバンド基盤を利用した多彩なサービスの実現のため、我が国の基幹的なコア網であるNTT東西のNGN(Next Generation Network)の更なるオープン化をどのように進めていくべきか。

【制度の現状】

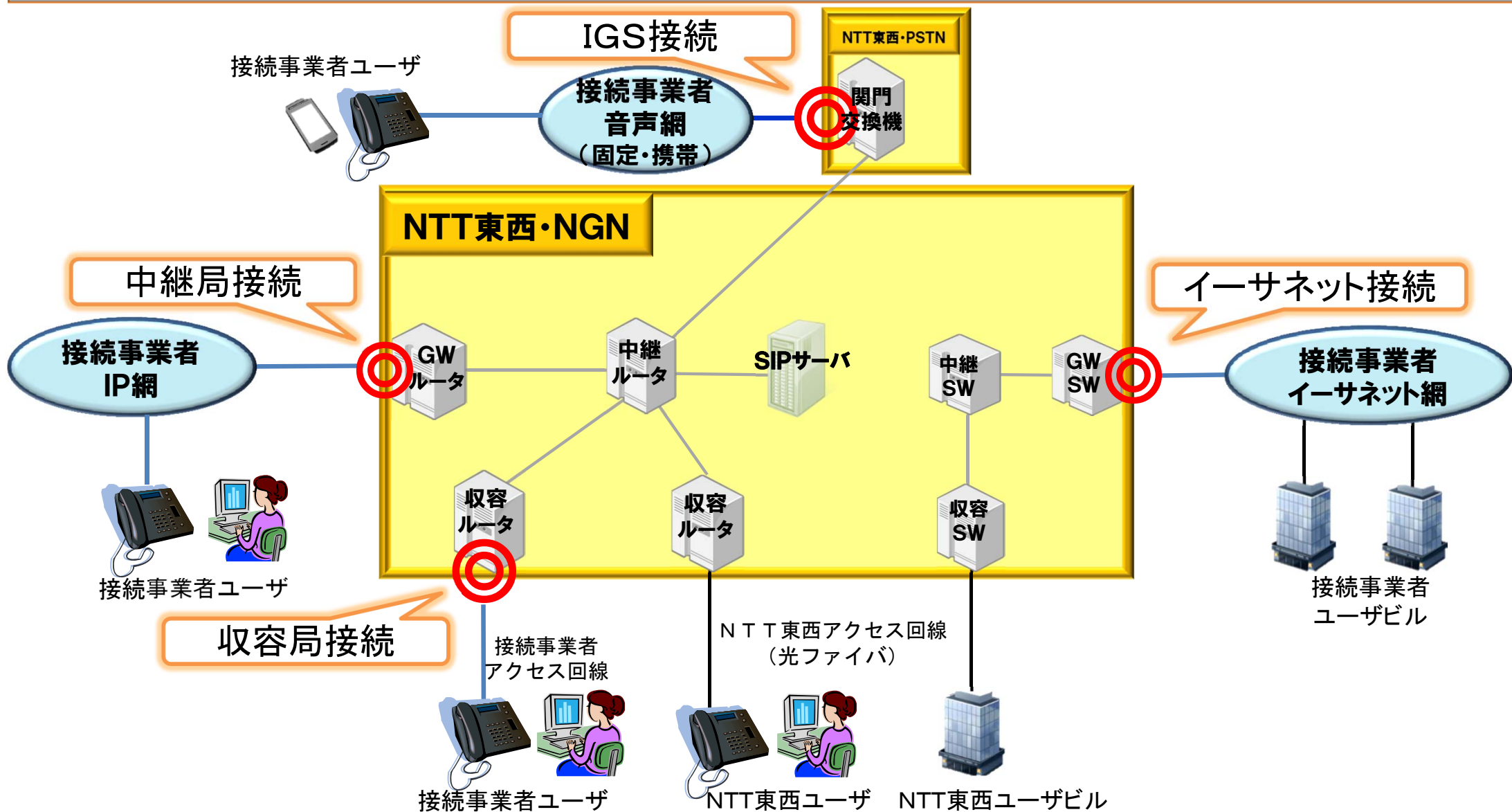
- NTT東西の設置する電気通信設備については、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠な設備(加入者回線等)を「第一種指定電気通信設備」として総務大臣が指定し、当該設備との接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性等を確保するための規律を課している。⇒ NTT東西のNGNは、平成20年3月に第一種指定電気通信設備として指定。
- 第一種指定電気通信設備を用いる機能のうち総務省令で定める機能(アンバンドル機能)については、NTT東西が機能ごとに接続料を定め、接続約款について総務大臣の認可を受けることとされている。
- 機能のアンバンドルの基準は、①具体的な要望のあること、②技術的に可能であること、③過度な経済的負担がないことに留意の3点。
- 「接続」を利用する方式の場合、接続事業者は、総務大臣の認可を受けた接続約款に基づき、一律に適用される接続料・接続条件で接続協定を締結することが可能。
- 一方、「卸役務」の料金・提供条件については、相対取引により、事業者間で個別に設定可能であり、いずれかの方式を当事者が任意に選択可能。

具体的な要望事項	現状
NGNを利用した品質保証型のIP電話サービスの実現	当事者間で技術面やコスト負担の在り方を含む 実現の具体的な方法について協議を実施中 。協議は、「接続」を利用する方式、「卸役務」を利用する方式のいずれも視野に入れて進められている。
中継局接続機能の設定単位の細分化・柔軟化や、標準的な接続箇所(POI)の増設	情通審答申(H23.12)を踏まえ、事業者間のIP網同士の直接接続を円滑かつ効率的に進めるために必要となる 技術面・運用面を中心とした諸条件を関係事業者間で議論中 。

- NGNの4機能(中継局接続機能、収容局接続機能、IGS接続機能、イーサネット接続機能)については、「接続ルール」(*)に基づきオープン化すべき機能として総務省令(接続料規則)に規定。

※電気通信事業法における第一種指定電気通信設備制度

- NTT東西は、4機能について、機能ごとの接続料等を定め、接続約款の認可を受けている。



- NTT東西は、平成20年3月より映像配信メニューである「フレッツ・キャスト」の提供を開始。
- また、平成25年1月より、より小規模な情報配信ニーズに対応する映像配信メニューである「フレッツ・キャスト・シェア」の提供も開始。

フレッツ・キャスト シェア提供に至る経緯

H20.3.31 フレッツ・キャスト提供開始

H23.12.20 情報通信審議会「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申

＜答申抜粋＞
 多様な事業者による創意工夫を活かしたサービスの提供を通じてブロードバンドの普及促進を図るため、後述のNGN における機能に係るアンバンドルの考え方(※)も踏まえつつ、NGNのSNIにおける通信プラットフォーム機能の一定のオープン化(内容・手法)の検討を進めることが適当である。

※ ①具体的な要望があること、②技術的に可能であること、③過度に経済的な負担がないことに留意、の3点について整理されたもの。

H24.4～ テレコムサービス協会との意見交換の実施

＜テレコムサービス協会意見抜粋＞
 現在の唯一のSNI ニューである「フレッツ・キャスト」は最低でも月額80万円以上のサービスです。それに対して、インターネット上では月額数千円のクラウドサービスも存在します。NGN上でも小規模なサービスから簡単に始められるような料金体系、サービス条件の拡充を望みます。(「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申)

**H25.1.7 フレッツ・キャスト シェア提供開始(NTT東日本のみ)
 (NTT西日本は検討中)**

フレッツ・キャスト及びフレッツ・キャストシェアの概要

＜NTT東西提出資料＞

	フレッツ・キャスト	フレッツ・キャスト シェア
サービス概要		
提供開始時期	平成20年3月31日	平成25年1月7日
代表的なサービス	<ul style="list-style-type: none"> 映像配信 コンビニレジでのCM配信 等 	<ul style="list-style-type: none"> セミナーライブ配信 学習コンテンツ配信 等

＜フレッツ・キャスト＞

NTT東西がコンテンツ配信事業者等に対し提供するサービスであって、当該事業者等の配信サーバをSNIによりNGNに接続することで、帯域制御機能のような通信プラットフォーム機能を利用して映画・音楽等のコンテンツをフレッツ光ネクストユーザに対し配信するもの